

会 議 録

会議の名称	平成29年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第1回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成29年5月18日（木） 午後6時00分～午後7時55分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 平成28年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成29年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成29年5月18日（木）午後6時00分～午後7時55分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成28年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①市役所庁舎防犯カメラシステム運用業務

②国民健康保険業務

③個人市民税都民税賦課業務

④予防接種業務

⑤妊婦面談業務

⑥ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給業務

⑦後期高齢者医療保険業務変更届

⑧市街地再開発事業補助金交付業務変更届

⑨予防接種業務廃止届

(3) 諮問事項

諮問第1号 市役所庁舎防犯カメラシステムの本人以外収集について

諮問第2号 市役所庁舎防犯カメラシステム保守点検委託について

諮問第3号 国保情報集約システムについて

諮問第4号 国保情報集約システムの東京都国民健康保険連合会との
オンライン接続について

諮問第5号 国保情報集約システムにおける資格情報・高額療養費情報
管理業務委託について

諮問第6号 母子保健支援ホームページ作成及び管理委託について

(4) その他

ア 小金井市個人情報保護条例の改正について

イ 次回の日程について

4 出席者

【会 長】

松 行 康 夫

【委員】

植草 康 仁 金 澤 昭 仮 野 忠 男 亀 山 久 美 子
白 石 孝 多 田 岳 人 樹 一 美 土 屋 義 弘

【市側】

西岡市長

中谷総務部長

<管財課>

鈴木管財課長

越財産管理係長

井上財産管理係主任

<保険年金課>

高橋保険年金課長

伊藤国民健康保険係長

大司高齢者医療係長

最所国民健康保険係主任

田村高齢者医療係主事

<市民税課>

秋元市民税課長

中村市民税係長

<健康課>

石原健康課長

平岡健康係長

高花健康係主任

<子育て支援課>

梶野子育て支援課長

福井子育て支援係長

宮尾子育て支援係主事

<まちづくり推進課>

大関まちづくり推進課長

永井まちづくり係長

平野まちづくり係主任

<情報システム課>

鈴木情報システム課長

前園情報システム係長

<総務課>

水落総務課長

諏訪情報公開係長

古田土情報公開係主事

【傍聴者】

0名

【松行会長】

ただいま定刻でございます。それでは、直ちに平成29年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席等の御連絡をいただいておりますので、御報告申し上げます。

本日、朝倉委員、加藤委員は、都合により御欠席との連絡を受けており、また、植草委員、白石委員は若干遅れて到着されるという報告をいただいております。御了解のほどお願い申し上げます。

なお、委員会は、半数以上の出席により成立要件を満たしますので、成立しておりますことを確認して申し上げます。

それでは、引き続きまして、職員の人事異動がこの春にございましたので、皆様に御紹介申し上げます。

【総務課長】

4月1日付けで事務局の職員の人事異動がございましたので、紹介をさせていただきます。

前任の郷古主任の後任としまして、古田土主事が異動となりました。

【情報公開係主事】

この4月から異動してまいりました古田土と申します。よろしくお願いたします。

【松行会長】

それでは、平成28年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認についてを行います。この件につきましては、既に皆様のお手元に確認の資料が届いているかとは存じますが、訂正等がございますでしょうか。

訂正等はないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例及び小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書によります報告と諮問をお願いいたします。

【市長】

初めに報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが7件、届出廃止に関するものが1件、届出変更に関するものが2件となります。

次に諮問事項について。今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第18条に基づく「市役所庁舎防犯カメラシステムの本人以外収集について」、個人情報

保護条例第14条に基づく「国保情報集約システムについて」、個人情報保護条例第15条に基づく「国保情報集約システムの東京都国民健康保険連合会とのオンライン接続について」、個人情報保護条例第27条に基づく「市役所庁舎防犯カメラシステム保守点検委託について」、「国保情報集約システムにおける資格情報・高額療養費情報管理業務委託について」、「母子保健支援ホームページ作成及び管理委託について」の合計6件となっております。

細部につきましては、事務局を通して説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【松行会長】

確かに承りました。

【総務課長】

申し訳ございませんが、市長は公務のため、ここで退席とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【松行会長】

それでは、審議に入りますが、審議に入る前に、事務局からの説明を受けたいと存じます。その後、委員の皆様から御意見、御質問等を受け、それに対する必要な説明を事務局、または担当課から直接受けることで進行してまいりたいと存じます。

それでは、事務局からの説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、報告いたします。

1ページを御覧ください。今回の届出は、開始7件、廃止1件、変更2件でございます。2ページは、部課別の明細となります。3ページは、その内訳で、備考にあります案件番号は順序となりますので、御参考としてください。

それでは、5ページを御覧ください。「個人市民税都民税賦課業務について」、市民税課の案件でございます。

市民税・都民税は、申告書、給与支払報告書等の複数の賦課資料をもとに税額を算出しています。「給与支払報告書（総括表）」は、事業所等が昨年中に従業員に対して支払った給与額等を市へ報告する際に、報告人数等を記載して提出するもので、マイナンバー制度の運用開始により、事業所については法人番号が記載されますが、個人事業主についてはその方の個人番号が記載されることとなったため、届出を行うものです。また、「市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書」は、国・地方公共団体へ寄附（ふるさと納税）をした方が、

確定申告を行わなくても寄附金控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用する場合、寄附を受けた自治体が、寄附者の居住する市区町村へ送付する通知書で、市民税・都民税の賦課にあたり本通知を保有することとなったため、届出を行うものです。

6 ページを御覧ください。届出番号 0 4 - 5 1 「給与支払報告書（総括表）」でございます。個人情報の内容は、記載のとおりとなりまして、氏名、住所、職業職歴等、電話番号、個人番号となります。様式については、7 ページにお付けしてございます。

次に、8 ページを御覧ください。届出番号 0 4 - 5 2 「市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例通知書」でございます。個人情報の内容は、記載のとおりとなりまして、氏名、住所、合計寄附金額、個人番号等となります。様式につきましては、9 ページを御覧ください。

【松行会長】

ただいま本案件につきまして、事務局から説明がございました。御意見、もしくは御質問があればお受けいたします。

【金澤委員】

ふるさと納税について質問します。小金井市においては、ふるさと納税に該当するような具体的な例があるのかということと、ふるさと納税をされると、市民税というのはおそらく控除され、市には入ってこないと思うのですが、その影響はどのくらいあるのですか。

【市民税課長】

ふるさと納税につきまして、小金井市の場合、企画政策課で行っている、がんばれ小金井寄附金がございます。そちらのほうが小金井におけるふるさと納税の制度になるかと思えます。

そして、控除というところでございますけれども、平成 2 8 年度の 7 月 1 日の課税状況報告というのが東京都にございますけれども、控除額として約 1 億円ちょっとが、税額控除ということで住民税に入っていない額になります。

【金澤委員】

ということは、1 億ということで、影響が大きいということになりますよね。

【松行会長】

他に御意見、御質問ございますでしょうか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、10ページを御覧ください。「予防接種業務について」、健康課の案件でございます。

予防接種実施規則の一部改正により、従前まで三種混合予防接種(ジフテリア、破傷風、百日咳)及びポリオ予防接種は別々に実施されてきましたが、三種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンの成分を加えた新たな定期接種として導入が開始されました。これにより三種混合ワクチンの製造及び使用が中止され、改めて四種混合予防接種として移行するにあたり新たに様式を保有することと、三種混合予防接種の様式廃止に伴う届出を行うものです。

11ページを御覧ください。届出番号41-544「四種混合予防接種予診票」でございます。個人情報の内容は、記載のとおりでして、氏名、性別、生年月日、住所、健康状態等でございます。様式については、12ページにお付けしてございます。

次に、13ページを御覧ください。届出番号41-38「三種混合予防接種問診票廃止届」については、事業廃止に伴うものです。

【松行会長】

ただいま事務局から本案件につきまして説明がございました。御質問もしくは御意見等があればお受けいたします。

【亀山委員】

この「廃止業務、廃止の年月日、29年」とありますけれども、そこから保存するのが5年なのかということが1点。それから、溶解という形はどのようなものを指すのかということと、その廃棄の確認作業はどのようなものになるのでしょうか。

【情報公開係長】

文書の廃棄に関しましては、一括で一元的に総務課文書係が行っております。保存年限というものが各文書に決められているところですが、本案件については5年ということになりますので、28年度が終了した後、5年経過後に文書整理という形で総務課が廃棄処理を行います。そのときに、総務課立ち会いのもと、業者の廃棄場所で文書を投入したというところまで確認した上で文書の廃棄方法ということで、統一的に溶解という手段とさせていただきます。

【亀山委員】

その業者まで運び、燃やしているところは立ち会わないということなんですね。

【総務課長】

こちらは委託しております、事業者が庁舎に来て、詰めて持っていくのですが、それに職員が同行させていただいて、溶解をする現場まで行き溶解をしてい

るところを確認しております。

【亀山委員】

わかりました。その間でどうかすることはなく、処理するところまで確認するということですね。

【総務課長】

はい、そうです。

【土屋委員】

細かいことですが、溶解というのは何ですか。ちょっと違和感あるのですが、焼却なんですか。何かの装置に文書を放り込んで溶かすから溶解なのですか。

【総務課長】

紙をリサイクルするために溶解をさせていただいております。溶解した後にリサイクルの処理をして、新たな紙として。

【土屋委員】

そういう意味で溶解なのですね。

【総務課長】

はい、そうです。

【金澤委員】

そういうのを運搬する過程で写真を撮ったり、現地で溶解している写真を撮り、結果に関する書類ということで残るのでしょうか。

【総務課長】

申し訳ございませんが、写真まで撮っているかどうかの記憶についてはないのですが、立会いで確認はさせていただいております。

【金澤委員】

最終処分ということになると、そういった作業の証拠写真が必要になるのではないかなと思い、質問したわけです。

【松行会長】

最終廃棄過程における最終処分の確認行為をする場合、その瞬間の写真による確認が必要だという金澤委員の御意見です。

この件につきましては、随分年数経過しておりますが、以前の審議会におきまして、小金井市役所の全ての行政事務過程において発生する書類等の溶解、最終処分をする工場に至るまでどのようにして確認するかということ、相当の時間をかけて、かなり神経質に議論してきたということがございます。職員が溶解する工場に搬入して、投入口に投入するところまで立ち会うという議論がされた記憶を私も持っておりますけれども、さらにその写真を撮影し、第三者が疑問に思

ったときは、いつでもその写真を確認できると。

これは通常の公共建築工事等におきましても、必ず工事が完了したときには、年月日と場所の看板をつけて、写真撮影し、担当部局が指定された保存期間、保管するというのは、通常の官公庁においては、標準手続あるいは標準約款の中に書き込まれた公的な手続でございます。

本案件では健康課の扱う情報について御意見がございましたけれども、全庁における紙ベースの記録等の、保存期限が切れて最終処分場に搬入したときにどうするかということについて、新しい御提案に属することではないかと、判断しております。

【多田委員】

そういったものを処理することに関して、業者というのは製造日報や、作業日報等を必ず作るはずですから、そういったものを小金井市としては要求しないのかという点を質問したい。

【松行会長】

ただいま、多田委員から事務過程で発生した文書を溶解処分する場合において、どう処分したかという作業日報、日誌が総務部局において、記入、保管する仕組みができていないのかどうか。できていない場合、どういった確認方法を取っているかの御質問がありました。

【総務課長】

委託の場合ですと、作業が終了した後に、作業の結果報告書を提出していただいておりますので、それが日報等に該当するのかわかるかという話であるのかと思っておりますが、確認の仕方について調べておりますので、戻りましたら御報告をさせていただきますと思います。

【土屋委員】

ここでその議論をしても、廃棄方法は1つじゃないと思うんですね。個人情報がかったものに関しては、このように廃棄していますと現状を調べていただいて、後日、その結果をお聞きするほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。溶解やそれ以外の廃棄方法もあると思います。個人情報が載ったものというのは紙だけではないでしょうから。

【松行会長】

この審議会でも審議した経緯がありまして、かなり神経質な議論が出まして、長時間審議した記憶がございます。これは仮野委員も多分御記憶にあると存じますので。

【仮野委員】

もちろんあります。

【総務課長】

写真につきましては、目視をさせていただいておりますので、撮っていないということでございます。

【亀山委員】

最初に質問した者としまして、溶解とは何だろうという疑問があり、そうするとリサイクルするという話もあります。

【松行会長】

溶解は、正しくは溶解等と言っておられる。溶解が主な処理方法だけれども、溶解しないで裁断してる場合もあると思います。

【亀山委員】

最終的に、これはどのような状況かわかれば、私たちもわかりやすいですし、本案件の書類は、それだけでよいのかということも議論し、それをもとに、写真も要るのではないのかということも議論できるかと思います。今、手元にそういった情報がないので、また話をできる機会があればと思います。

【仮野委員】

会長が言われたように、過去、一体どうやって処分するのかという議論がありました。その都度説明を受けて、私は長きにわたってこの委員をやっていますが、幸いにも、個人情報が入る業者から漏れたという事件は起きていません。だから、安心していただというのが実態です。

しかし、今回そういう質問が出るということは、新たに委員になった方もおられて、過去の審議経過というのを知らないわけですから、一番いいのは、廃棄処分の現場に我々を連れて行って、処分するところを見ることではないですか。動画等でも。目視したから写真は撮っていないということですが、それを疑うわけではないが、新しく委員になられた方、過去の経緯を知らない方、あるいは疑問に思う方がいるわけであるから、こういうふうに処理しましたと説明してくれば安心して、この処分の仕方なら大丈夫だと思うのではないですか。それを検討してください。

【松行会長】

ただいま仮野委員が、実行可能な1つの有力な御意見を述べられました。

これに対して、今日の発議をされている金澤委員、今の議論の経過を踏まえて、御判断をお聞かせください。

【金澤委員】

それでよろしいじゃないかと思います。私は、公共事業をやっているもので、

発生元から運搬経路、最終処分に至るまで、どういうふう処理しましたということを、報告書をつけて納めるものですから、どういうふうなのかという疑問を持ちましたので、それで結構でございます。

【松行会長】

従前からの本審議会での多面的な立場からの御意見は、そのおおよその概要は記憶しておりますが、新たにまた時間の経過とともに、委員の顔ぶれも大幅に変わっておりますが、第三者が聞いても、納得できるような方法であり、透明性が確保できていれば、おそらく大部分の市民が御納得されると思います。仮野委員が御提案くださったこと、提案者の金澤委員がそれに対するお考えを開陳されましたので、事務方におきましても、慎重なやりとりがあったことを認識されまして、後刻御報告いただけたらと思います。

【仮野委員】

業者の作業を確認する資料を、皆さん方が持つておくことが実は抑止力にもなると思うのです。つまり、請負業者に対して、あるいは皆さん方も含めて漏えいしない抑止力になると思うのです。

【松行会長】

それでは、御意見を伺いました。他に御意見等がありますか。

【多田委員】

どの業者がやっているかというのは、皆さん知っておいたほうがいいんじゃないかと。第二庁舎にある機密情報の処理ボックスとか、各施設にある緑色の難再生古紙を処理している川崎の業者に持つていくのかを質問したい。

【松行会長】

多田委員から業者の名前くらいは、ここでいつでもわかる形にしておいたらどうかという御意見がありますが、総務課長、回答をお願いします。

【総務課長】

事業者の名前は後ほど報告をさせていただければと思います。

動画も含めまして、溶解の仕方等をまずわかる形で、できれば次回か、もしくはその先になるかわかりませんが、御報告をさせていただければと思います。そのときに、確認の仕方等も説明をさせていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

【金澤委員】

そういうやり方については、業者はよく知っていると思いますから、写真を撮るとか、業者に任せてもよろしいんじゃないですか。

【仮野委員】

それは職員が撮ったほうがいいですよ。

【松行会長】

業者との事業契約書の標準約款の中に、はっきりとわかるように書き込んでいただくということにすれば、写真確認等が全部自動的についてくることになると思いますので、そういうことは、技術指針とかの兼ね合いで、実行可能な事務処理の仕方として事務方において考えていただくことも必要かと。

【仮野委員】

契約書でなくても、仕様書でもいいのですよね。まず、7月に説明を聞いて、あるいは実際に動画が見られるようであれば、その後、また議論しましょう。

【亀山委員】

紙だけではなくて、いろいろな媒体についてお願いいたします。

【仮野委員】

例えば電子機器にかかわるフロッピーとか、その他も含めて、全ての素材について、どう処理しているかを写真か動画であると一番いいのですが。

【総務課長】

総務課で一括して廃棄の処理を年に1回させていただいていますが、これは紙文書の廃棄でございますので、フロッピーディスクは最近ほとんど使っていないところで、USBメモリ等もあるのかもしれませんが、ハードディスク等の廃棄というのは、各所管で実施しておりますので、全てという形はちょっと難しいかなと思っております、今回の紙の廃棄についてだけに絞らせていただくとありがたいんですが。

【仮野委員】

せっかくだから、そういうのもどうしているか調べてください。

皆さん心配しているのですから、それが漏れたり悪用されりしないために必要なことで、皆さん方の仕事を増やそうとしているわけではなく、それで安心できるでしょうという意味です。

【松行会長】

小金井市の事務処理の情報の生成から、物理的に完全に消滅するまでを一貫して、監視の目をおさおさ怠らないということで、そのテクノロジーを含めて、あるいは契約の仕方についても議論をいたしました。

この案件は皆さんが話した内容について承諾したということで扱いたいと思います。

それでは、これを含めまして、当初の本案件は承認といたします。

それでは、次の案件の説明を事務局からお願いします。

【総務課長】

それでは、14ページを御覧ください。「妊婦面談業務について」、引き続き健康課の案件でございます。

妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援を展開するため、平成29年6月から、保健センターや市内公共施設において保健師による妊婦の面接相談を行います。面接相談後、各家庭の状況に応じた支援につなげることにより、妊婦の出産や子育てに関する不安を軽減し、妊婦の健康の保持と増進を図ることを目的とし、実施するものです。

本事業を実施するにあたり、新たに様式を保有することから届出を行うものがございます。

15ページを御覧ください。届出番号41-545「妊婦面談事業に係る様式一式」でございます。個人情報の内容につきましては、16ページでございます別紙を御覧ください。様式につきましては、17ページから21ページにお付けしてございます。また、22ページには実施要綱（案）を、23ページには事業概要の周知資料をお付けしてありますので、併せて御覧ください。

【松行会長】

ただいま事務局から本件につきまして説明がございました。御意見、御質問あれば伺いいたします。

【樹委員】

さまざまなアセスメントシート等ありますけれども、これを見ることができる人は誰なのか、どのような場所に保管をされる予定になっているのかを、まずお伺いします。

【健康課長】

基本的には、相手の妊婦さんと向かい合いながら書いていきますので、妊婦さんもどこを記入しているということを見ながらやっていくようになると思いますので、見られるのは、妊婦さん御本人、それから面接をする保健師が見る立場になります。

それから、保管については、今も出産した方の全戸訪問をしておりますので、それも基本的に同じような内容を聞いておりますので、それもいろいろさまざま個人情報ですとか、ご家族のお悩み等も書き込まれてございますので、鍵のかかるところにしまっているところがございます。

【樹委員】

22ページの第3条の(3)のところに、「継続的な支援が必要と判断した場

合において、支援プラン等を作成し、関係機関と連携の上実施する支援に関すること」という項目があるのですけれども、この関係機関に情報を出すといった段階で、相手の妊婦さんに、出していいかどうかというような了解をとることはあるのでしょうか。

【健康課長】

基本的には、私どもの健康課の中だけで完結する案件がほとんどですが、例えば家族関係の形成がうまくいっていないようなさまざまな支援が必要な場合に、子ども家庭支援センター等へおつなぎして、より専門的な支援をしていくのですとか、児童相談所への連絡ということも必要となってくる場合がございます。それから、転出したような場合に、他の自治体への情報提供というのがありますが、基本的に、そういった場合は、御本人に、こういった問題は私たちだけでは解決が難しいので、もっといろいろな専門的な立場であなた方を支援していきたいということを申し上げて、御理解の上、提供していくという考え方でございます。

【樹委員】

わかりました。

【多田委員】

緑町の緑センターあたりにも設置したほうが利便性も上がるんじゃないかなと思うのですが、南側に4施設で、北側に2施設しかないので、北側の人が不便ではないかなというのがあるって、緑センターや文化財センターあたりに設置してはどうかなという提案ですが、いかがでしょうか。

【健康課長】

御指摘のとおり、確かに北側のほうは場所が不足しているところでございます。それで、緑センターも候補には挙げましたが、なかなか保健師が勤務する日程と、会場のほうの都合がつかなかったということで、現在、婦人会館において追加で日程を入れる調整を図っているところでございまして、そういったところで不足する地域については速やかに面談が受けられるような手配を進めているところでございます。

【松行会長】

他に、特にないようですので、本案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件について、事務局から説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、24ページを御覧ください。「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給業務について」、子育て支援課の案件でございます。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業は、ひとり親家庭の親ま

たは子が安定した就労のために高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指して対象講座を受講する場合、受講費用の一部を給付金として支給することにより、ひとり親家庭の自立を図るものです。

本事業は平成27年4月から国において実施されており、本市においても国の実施要綱に準じて事業を実施するものです。

本事業を実施するにあたり、新たに申請書様式等を保有することから届出を行うものです。

25ページを御覧ください。届出番号42-45「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給様式一式」でございます。個人情報内容につきましては、26ページでございます別紙を御覧ください。当該様式は27ページから35ページでございます。36ページから40ページには実施要項を、41ページには事業概要の周知資料を参考資料としてお付けしていますので、併せて御覧ください。

【松行会長】

ただいま事務局から本案件についての説明がございました。御質問もしくは御意見があればお受けいたします。

特にないようですので、本案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件について、事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、42ページを御覧ください。「後期高齢者医療保険業務について」、保険年金課の案件でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う事務において、様式に個人番号の追加が必要となりました。

現在、75歳以上の方については、都内全ての区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合が保険者となり、後期高齢者医療制度の運営主体となっています。今回、当該広域連合が葬祭費支給申請書兼請求書に個人番号の記載欄を設けるため、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則を改正したことから、小金井市においても、様式の変更を行うため変更の届出を行うものです。

43ページを御覧ください。届出番号11-474「小金井市後期高齢者医療葬祭費支給申請書兼請求書の変更届」となります。変更される個人情報内容は、個人番号の追加となります。

様式については、44ページを御覧ください。

【松行会長】

ただいま本件につきまして、事務局から内容についての説明がございました。
御質問もしくは御意見があればお伺いいたします。

【金澤委員】

保存年限が3年となっていますが、5年ではないのですか。

【保険年金課長】

こちらにつきましては、東京都広域連合ともあわせて3年になってございます。

【松行会長】

広域連合の基準に従って3年で処理しているということですね。

【仮野委員】

なぜ3年なのでしょう。葬祭費の支給兼請求書なので、個人番号をつける、
3年過ぎたら更新するのですか。

【保険年金課長】

葬祭費なんです。お亡くなりになったときの葬祭費用についての、1回きり
のものでございます。その申請書等の保存年限ということで、3年という形に
なっております。

【仮野委員】

わかりました。亡くなった後支給するわけですね。

【保険年金課長】

そうです。

【松行会長】

長寿社会、100歳まで生きる時代が目前に見えておりますので、こういう議
論も極めて関心の高い事業になると考えます。

他に御質問がないようですので、本案件を承認とさせていただきます。

それでは、事務局から次の案件についての説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、45ページを御覧ください。

「市街地再開発事業補助金交付業務について」、まちづくり推進課の案件でござ
います。

市街地再開発事業は、不燃共同化や防災性・安全性向上等の土地の合理的かつ
健全な高度利用及び環境の整備等に資することから、小金井市市街地再開発事業
補助金交付要綱を制定し、事業施行者等に対して補助金を交付しているところ
です。当該補助事業の完了にあたっては、本要綱の様式に定める実績報告書のほか、
別途、国の要領に定める書類の様式が必要となることから、届出を行うものです。

46ページを御覧ください。届出番号43-48「小金井市市街地再開発事業

補助金実績報告書に係る添付図書一式の変更届」となります。追加される個人情報の内容は、47ページにございます別紙のNo. 8からNo. 28までとなります。当該様式につきましては、48ページにございますので、併せて御覧ください。

【松行会長】

ただいま本件につきまして、事務局から具体的な説明がございました。

御質問もしくは御意見があればお受けいたします。

特にないようですので、本案件を承認とさせていただきます。

それでは、保有等届出報告についてはここで一区切りということでございます。

次に、諮問及び保有届出案件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、これより諮問案件に入らせていただきます。

49ページを御覧ください。「市役所庁舎防犯カメラシステム運用業務について」、管財課の案件でございます。

50ページ、諮問第1号「市役所庁舎防犯カメラシステムの本人以外収集について」、51ページ、諮問第2号「市役所庁舎防犯カメラシステム保守点検委託について」を一括して説明させていただきます。

49ページにお戻りください。市役所庁舎への設置は、小金井市役所庁舎防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を制定し、平成29年6月設置を予定しております。設置及び運用にあたり、カメラシステムにより撮影した画像を記録することから個人情報の保有の届出、また、防犯カメラの性質上本人以外収集となることから、本人以外収集及び保守点検に係る委託についての諮問を行うものです。

50ページを御覧ください。諮問第1号「市役所庁舎防犯カメラシステムの本人以外収集について」でございます。収集する目的につきましては、犯罪抑止効果を踏まえた防犯カメラの設置となりますので、設置性質上の本人以外収集の諮問となります。

51ページ、諮問第2号「市役所庁舎防犯カメラシステム保守点検委託について」でございます。委託の内容や委託処理する個人情報の項目等につきましては、仕様書のとおりでございます。

新たに保有開始する個人情報につきましては、52ページにあります、届出番号08-43「市役所庁舎防犯カメラシステム」の記載のとおり画像となります。

53ページには、防犯カメラシステムの賃貸借仕様書（案）、54ページから57ページまでは設置及び運用に関する要綱（案）を参考資料として添付してご

ざいます。また、個人情報取扱特記事項は共通資料として94ページから98ページにお付けしてございますので御参考にしてください。

【松行会長】

ただいま事務局から本件につきまして、説明がございました。

本案件につきまして、御質問もしくは御意見あればお受けいたします。

【多田委員】

この諮問は、おそらく市役所の庁舎内での火災が原因だと思いますが、その火災について、その後の捜査状況というか、市民に対しての報告という点も踏まえて報告をお願いしたいのですが。

【管財課長】

第二庁舎の火災についてということで御報告させていただきます。

第二庁舎におきまして、今年の3月29日、それから、4月14日と2件の原因不明のぼやが発生をしております。警察署、あるいは消防署の立ち会い等も行われておりまして、現在、継続調査中ではありますが、原因についてはまだ特定はされておられません。ただ、出火のもととなったところが火の気のないところということですので、今回、防犯カメラの設置ということで対応したいと考えてところでございます。

【亀山委員】

防犯カメラの台数、設置場所ですけれども、これで大丈夫なんですか。各階につけるとか。

【多田委員】

私も同じ意見。どうせつけるんだったら各階に。

【亀山委員】

漏えい的なことを考えると、大切な資料が置いてある機械のところにつけておくとか、誰が入ってどうしたとかがわかるようになるよう、これからもっと設置していくのかとか、そういうところを教えていただければと思います。

【管財課長】

まず、設置の箇所ですが、出入り口付近に設置することで防犯効果が期待できることとなります。第二庁舎の1階、5階、8階となり、1階側は出入り口のところとなりますが、5階、8階につきましては執務が終了した後に、そのフロアに最後まで残っていた職員が退室をする際に、ICカードを使い施錠いたしまして機械警備となります。当該の5階、8階のフロアにつきましては、その機能がないことから、第二庁舎全体が閉まるまで、施錠されるまで不特定多数の人が出入り可能な場所となっております。そういったことを鑑みまして、防犯上必要性

が高いということで設置をするものでございます。

それから、設置をするに当たりまして、現在、第二庁舎の建物を管理しております建物管理会社の意見ですとか、見積もりを取るに当たりまして、警備会社に現地を見てもらった上で決定をしたいということをしております。また、もとの条例がございますので、条例の中にもありますとおり、必要最小限の範囲とするということで努めたものでございます。

【白石委員】

2つほど質問ですけれども、7日ローテーションで記録媒体は回していきますよね。日常、基本的にはモニタリングはしません、それから、何らかの事件性がなければ再生して見ることはありませんというのが原則の運用ですか。

【管財課長】

7日というのはそういう考え方でやっております。それから、モニターというのは常設しておりませんので、監視というよりは防犯を目的としておりますので、再生して見たりということはありません。

【白石委員】

それで追加の質問ですが、ページでいうと55ページの目的外利用及び外部提供のところについて、外部提供は、具体的には事件性があつたときに所轄の警察署から捜査事項照会書、刑事訴訟法の197条2項、これは任意の提出ですね。

それともう一つが、捜査令状を経て法的に、強制的に提出という2つの方法があると思うのですが、捜査令状に基づく捜査であれば、ここに合致するんですけれども、任意の捜査照会に対する提供というのは、これは自治体業務の他のところでも結構いろんな判断が従来からあるところなんですね。それは9条の(1)、(2)、(3)の中に含まれているのか含まれていないのか、要するに任意の提出のお願いというのが法律の原則なんですけれども、その場合の判断というのはどういうふうに行うのかということをお伺いしたい。

【管財課長】

第9条に関するお問い合わせですけれども、法令に基づく場合ということで、これは基本的に裁判官の発行する令状、裁判所からの文書提出があつた場合等ということで考えております。刑事訴訟法の197条との関係ですけれども、こちらにつきましては、捜査機関から照会の依頼があることはあるかと思うんですが、この場合、必ず文書があつた場合にはということで、任意で、例えば口頭で申し出等があつた場合については応じられないものとして考えております。

【白石委員】

任意ですから、提出していいのか微妙なボーダーの場合があるんですよね。例

えば、この庁舎で働いている側の職員の立場に立ってみると、たとえ公務であっても、それが拡大的な捜査に使われないとも言えないわけであって、確かに基本的には犯罪抑止にはならないけれども、犯罪が起こったときの捜査に必要なことではあるけど、ただ、それが無条件でいいという話にはならないのが、長い歴史の中でもいろんな議論があるんですよね。ですから、そのときの判断を誰がどういうふうな権限でやるのかというのは重要なのかなと思います。この案件にかかわらずですが。

【松行会長】

実際の運用という側面では、管理責任者も非常に神経を使うことになると思います。

【情報公関係長】

今、お尋ねのありました刑事訴訟法第197条第2項に関しましては、任意の規定であり、防犯カメラに限ることではございませんが、それは個別で判断をせざるを得ないというところで保有の管理者、担当課の課長となりますが、そちらで事案を検討し、回答していくような形で事務局としては考えております。

【仮野委員】

これを見ると、建物の外部だけではなくて、建物の内部、8階・5階エレベーター、正面出入り口及びエレベーターホール、建物内部でも撮れるわけですが、これは市議会でも承認されたものでしょうか。

第2点目は、こうして市役所の中に防犯カメラが設置されているところは、ほかにあるのですか。学校はわかっていますが、8階でぼやがあつて、何だか慌ててこういうのをつけたような気がします。つまり、カメラ設置は慎重であるべきだというのが考え方であつて、少し拙速に過ぎないか心配です。

【松行会長】

運用においてグレーゾーンは出てくるし、それを適切に行わない限り、監督者の監督行為そのものがまた論議を呼ぶことにもなりかねないので、なかなか議論がしづらいが、非常に核心に触れた御質問を仮野委員からいただいているので、管財課、お答えを願います。

【管財課長】

まず、1点目の、この件は市議会での承認をされているのかという回答です。今回、今日ここで御承認いただきました後、設置の手續等に入りたいと思っております。その際に何らかの形で市議会には報告をさせていただきたいと思っております。

それから、2点目のほかの市の状況ということですが、管財課で調べましたと

ころ、26市中、市役所の庁舎に防犯カメラを設置していない市が本市を含めて4市ということになっております。22市については、何らかの形で設置をしているということで、70カ所を超えるような設置をしている市もあれば、例えば市長室ですとか、限られた1カ所だけというような市もありまして、そういった設置の状況については各市まちまちなんですけれども、圧倒的多数のところでは設置をしているということで把握しております。

【仮野委員】

そうですか。わかりました。

市議会の説明の際に、個人情報保護審議会も承認しましたというのは説明するのですか。

【管財課長】

一応、報告といたしますか、当然審議会の承認をいただいているとかいうことが気にされるところかと思しますので、そのあたりについては触れた上で御報告させていただきます。

【仮野委員】

他市町村も既につけているという話を聞いて私も驚いたところで、逆にそれほど防犯カメラがあまりにも広がり過ぎていて、犯罪が起きた後の処理には有効であることはだんだんわかってきましたが、それでも防犯カメラの世界は危ない世界じゃないかとずっと私は思っています。ですから、この運用及び白石委員が質問したように、情報を外部提供する場合等も慎重の上にも慎重を期してやってほしいということに尽きます。

【多田委員】

仮野委員が、ぼやがあったことによって慌ててつくったんじゃないかみたいな発言に対して、明確な回答がなかったのも、その辺りの状況説明を。

【管財課長】

ここのぼやが続いたということが契機になったのは事実ですけれども、決して慌ててということではなくて、今、申し上げましたように、他市の状況を調べたりですとか、いろんな業者を呼んでアドバイスを受けていたりということをしておりますので、決して慌ててという意識ではこちらは臨んではおりませんので、そのことだけお答えさせていただきます。

【松行会長】

それでは本案件、たくさんカメラによる監視は、慎重にすべしという精神のもとに、審議いたしましたので、本案件を承認とさせていただきたいと思っております。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、58ページを御覧ください。「国民健康保険業務について」、保険年金課の案件でございます。

59ページ、諮問第3号「国保情報集約システムについて」、60ページ、諮問第4号「国保情報集約システムの東京都国民健康保険団体連合会とのオンライン接続について」61ページ、諮問第5号「国保情報集約システムにおける資格情報・高額療養費情報管理業務委託について」を、関連しておりますので一括にて説明させていただきます。

58ページにお戻りください。平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、平成30年4月から都道府県においても市町村とともに保険者となり、国保運営の中心的な役割を担うこととなりました。それに伴い、都道府県単位で資格情報及び高額療養費情報を一元的に管理するための国保情報集約システムが整備されることとなり、管理運営については、同一都道府県内全ての区市町村が国民健康保険法第113条の3に基づき、東京都国民健康保険団体連合会に共同して委託することとなります。

本市においても、平成30年4月からの国保の都道府県化に対応するために、国保情報集約システムを導入することから、届出及び諮問を行うものです。

59ページを御覧ください。諮問第3号「国保情報集約システムについて」でございます。業務の目的としましては諮問書にございますが、都道府県単位で資格情報・高額療養費情報の一元的な管理を行うものの整備でございます。個人情報の記録項目は、63ページから65ページの別紙に共通資料としてまとめさせていただいております。参考としまして、66ページにはシステムに係る個人情報保護措置、また67ページに、システム機能概要イメージ図をお付けしてございます。

60ページを御覧ください。諮問第4号「国保情報集約システムの東京都国民健康保険団体連合会とのオンライン接続について」でございます。オンライン接続に関する内容については諮問書にございますが、接続の目的としましては、情報を一元的に管理するために行うものでございます。オンライン接続する個人情報は記載のとおりでございますが、先ほどの諮問第3号と同様の別紙共通資料を御覧ください。保護措置としましては、外部から接続ができない閉域ネットワークを使用する等の措置を講じます。参考として、68ページにシステムの接続イメージ図をお付けさせていただいておりますので、御参考にしてください。

61ページを御覧ください。諮問第5号「国保情報集約システムにおける資格

情報・高額療養費情報管理業務委託について」でございます。業務の目的としましては、一元的に管理することの運用を委託で実施するための諮問でございます。

委託処理する個人情報の項目は、先ほどの諮問と同様でございます。参考といたしまして、69ページに共同委託に関する概要資料を、また、委託に係る契約及び特定個人情報等の取り扱いに関する覚書のひな形を70ページからお付けしているところですが、契約等に関しましては、本稼働前と本稼働と段階的に行いますので、本稼働前は70ページから77ページ、本稼働につきましては、78ページから87ページにお付けしてございますので、併せて御覧ください。

最後となりますが、諮問に関連する保有届としまして、ページをお戻りいただきまして、62ページの届出番号11-487「国保情報集約システム」でございます。個人情報の内容は、諮問の記録項目と同様でございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。本案件につきまして、御意見もしくは御質問あればお受けいたします。

【白石委員】

施行予定が平成30年4月1日ですから、あと10カ月ぐらいですね。それで、具体的には67ページから国保情報集約システムの機能概要（イメージ）、これの3枚目の69ページのところが都道府県単位での資格管理等に伴う共同委託ということで、東京都の市町村、それから23区も入ると思いますが、情報提供等の事務の性格で、番号ごとの関係で3つ大きな項目があります。3番目の特定個人情報保護評価、これは番号法ができたときに一時話題になったことですが、この再実施の目的ということで、3行の一番最後にアンダーラインが引いてありますが、「適切な管理措置が確保されるよう市町村は特定個人情報保護評価を再実施する」と書いてあるわけです。

ここの部分については、小金井市が、人口規模だとか取り扱い業務の数によって保護評価の中身は変わると思うんですが、保護評価の再実施を具体的にされたのか、これからされるのか、保護評価の中身を教えてください。

【国民健康保険係長】

個人番号が施行されるときに、特定個人情報保護評価を実施しておりまして、今回、新たに特定個人情報ファイルを国保連合会に事務委託する関係で、国保連合会に事務委託することを評価書に書き加えて、平成29年4月に既に再実施済みです。今、小金井市のホームページには、国保情報集約システムを書き加えた評価書が既に掲載されております。

【白石委員】

ホームページまで見ていなかった。だとしたら、資料につけてもらいたかったなど。

【多田委員】

68ページの図の中で、市町村のところで、ファイアウォールが市町村任意となっているんですが、任意で大丈夫なのでしょうか。

【国民健康保険係長】

この資料の68ページの市町村任意というところは、基幹系システムから国保情報集約システムの連携することについて、データ連携用PCを用いるか、電磁的記録媒体を用いるかというところで、データ連携用PCを用いるかは任意という意味の資料になっております。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますでしょうか。

特にないようですので、本件諮問第3号、第4号、第5号の3つの案件を承認といたします。

それでは、次の案件の説明を事務局からお願いいたします。

【総務課長】

それでは、88ページを御覧ください。「母子保健支援ホームページについて」、健康課の案件でございます。

妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援を展開するため、乳幼児期に不可欠な母子保健情報や子育て支援の情報、及び個々の子供の年齢に合わせた情報提供を行うとともに、予防接種の予診票再発行の申込フォームや、各種イベントの申込フォームなどを設けることで、市民の利便を図ることを目的としています。

このホームページでは、市で保有している公式ホームページとは異なり、事業者が作成し管理することになり、委託により実施することから諮問を行うものです。

89ページを御覧ください。諮問第6号「母子保健支援ホームページ作成及び管理委託について」でございます。業務の目的でございますが、妊娠期から切れ目のない子育ての支援を展開するための情報の提供を委託で行う諮問をお諮りするものでございます。個人情報内容につきましては、住所、氏名、性別、生年月日等でございます。参考としまして、90ページに委託概要案、91ページから93ページに概要イメージ図をお付けしておりますので、併せて御覧ください。また、個人情報取扱特記事項につきましては、共通資料の94ページから98ページを御覧ください。

【松行会長】

ただいま事務局から諮問第6号の説明がございました。本案件に関して、御質問もしくは御意見あれば、お受けいたします。

【亀山委員】

絶対的な安全なものがない時代に委託をして、ひょっとしてこれが何か漏れる状況が起きるかもしれないようなこの時代に、赤ちゃんの頃からの、価値のある情報がここに詰まっているわけですよね。だからこそ、どうにか守ってほしくて、どうやったら守り切れるのか。安全を100%確保されない時代なので、それだけを願うばかりです。

この間からの大きな事件がありますように、サーバ攻撃等があるわけですから、そういった場合に、小金井市が受けたときはどのような対処をなさるのか、聞かせていただけますでしょうか。

【健康課長】

ホームページでございますので、特に見るだけであれば、個人情報をおざわざ入力しなくてもいい場面がほとんどでございます。ただ、市民の利便性を考えたときに、その方に合った予防接種の、この時期の予診票が欲しいとか、そういったときには、どうしても期間等が限られている関係で、事故がないように正確な生年月日や住所、性別等を入れていただく必要がございます。そういったときだけ個人情報を頂戴するというのを想定してございまして、その業務自体は、再発行などについては市が業者を経由して行う業務でございますので、情報が確実に市に到達した時点で、業者のほうは個人情報を抹消していただいて、保管しないという仕様にするのを考えて、個人情報をとる場面を非常に限定するとともに、とる場合については保管期間が極力短くなるようにと考えているところでございます。

【亀山委員】

いろいろ考えていただいていると思いますので、よろしく願いいたします。

【松行会長】

担当課である健康課におかれましても慎重に取り計らっていただいて、住民の安全と安心の確保を願いたいということでございます。

他に本件につきまして、御質問がないようですので、諮問第6号案件を承認とさせていただきます。

以上をもちまして、本日の審議会の報告と諮問事項についての審議を終了いたします。

それでは、引き続きその他についてを行いたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、「小金井市個人情報保護条例の改正について」、御説明させていただきます。前回の平成28年度第4回審議会におきまして、個人情報保護条例の改正について検討している旨、報告をさせていただきましたが、改正案についてまとめ、第2回定例会へ議案を提出する準備を進めておりますので、改正案について説明させていただきます。

それでは、100ページの新旧対照表を御覧ください。左側が改正条例でございます、右側が改正前でございます。本条例改正は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律が平成28年5月27日に公布され、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正により、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取り扱いに関する規定が新設されましたので、法改正の趣旨を踏まえて、規定の整備を行うものでございます。第3条では、法において個人情報の定義が明確化され、個人識別符号及び要配慮個人情報の定義が新たに規定されたことから、法との規定の整合性を図るため、規定の整備を図るものでございます。

102ページを御覧ください。第8条第2項でございます。第3条において、本人及び要配慮個人情報の定義について規定したことから、規定を整備するものでございます。

103ページを御覧ください。第12条の2でございます。保有特定個人情報の利用の制限におきまして、番号法及び個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づいて、規定を整備するものでございます。

次に、第22条第3項でございます。情報提供等記録を訂正した場合の決定後の手続について、従前の規定のほか、地方税法に基づく国税連携及び地方税連携に係る条例事務関係情報照会者、または条例事務関係情報提供者に対して通知をするように規定を整備するものでございます。

最後に104ページ、105ページに個人識別符号及び要配慮個人情報の概要資料をお付けしておりますので、併せて御覧ください。

【松行会長】

ただいま、その他の事項アについてでございますが、御質問、御意見があればお受けいたします。

特に御質問、御意見等ないようですので、承認させていただきたいと存じます。

それでは、次回の日程について事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

次回の日程でございますが、7月21日金曜日で会議室をお取りしておりますが、皆様の御都合はいかがでございましょうか。

【松行会長】

それでは、ただいま事務局から説明がございましたが、今回は7月21日金曜日、午後6時から、当801会議室にて開催をいたします。何とぞ万障お繰り合わせの上、御出席方お願い申し上げます。

これをもちまして、本日の審議会の全ての審議を終了とさせていただきます。長時間非常に熱心な慎重審議をしていただきまして、まことにありがとうございます。これをもって散会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —